
埼玉県景観計画

埼玉県

目 次

	頁
第 1 趣旨	・ ・ ・ 3
第 2 景観計画区域	・ ・ ・ 3
第 3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	・ ・ ・ 4
第 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	・ ・ ・ 8
第 5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	・ ・ ・ 11
第 6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項	・ ・ ・ 11
第 7 景観重要公共施設の整備に関する事項等	・ ・ ・ 11
第 8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	・ ・ ・ 12
第 9 広域景観の保全と創出	・ ・ ・ 12
第 10 地域景観の保全と創出	・ ・ ・ 13
第 11 良好な景観の形成に関する普及、啓発	・ ・ ・ 13
第 12 埼玉県景観審議会	・ ・ ・ 14
別表 1 特定課題対応区域の区域	・ ・ ・ 16
別表 2 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準	・ ・ ・ 17

埼玉県景観計画

第1 趣旨

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条に基づき埼玉県景観計画（以下「景観計画」という。）を以下のとおり定める。景観計画は、本県の景観づくりビジョンと行動計画を示した埼玉県景観アクションプランに適合して定めるものとする。

第2 景観計画区域

埼玉県の全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く。）とする。さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分する。

（1）一般課題対応区域

（2）の特定課題対応区域及び（3）の住民主体の景観形成推進区域を除く全域を一般課題対応区域とし、次の区域を定める。

ア 都市区域

商業地、住宅地、工業地等の主として都市景観を形成している区域。具体的には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域（以下「用途地域」という。）が定められている区域とする。

イ 田園区域

水田、畑、集落、屋敷林等の主として農業景観を形成している区域。具体的には、関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域とする。

ウ 山地、丘陵区域

山地、丘陵とそれに接する台地の主としてみどりの自然景観を形成している区域。具体的には、関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域とする。

（2）特定課題対応区域

2以上の市町村にわたり、かつ広域的な景観形成を図るうえで特定の景観課題について取り組む区域を特定課題対応区域とする。

ア 圏央道沿線区域

首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の整備に伴い開発圧力が高まる区域。具体的には、別表1の鶴ヶ島ジャンクション以東の圏央道が存する市町及び関越自動車道以東の田園都市産業ゾーン基本方針に基づく先導モデル地区（以下「先導モデル地区」という。）が存する市町の用途地域が定められていない区域とする。

イ 圏央道以北高速道路沿線区域

圏央道の整備に伴い、県内の高速道路ネットワークの利便性が向上し、開発圧力が高まる区域。具体的には、別表1の圏央道以北の東北縦貫自動車道（以下「東北

道」という。)及び関越自動車道(以下「関越道」という。)が存する市町の用途地域の定められていない区域とする。

(3) 住民主体の景観形成推進区域

住民自らがより質の高い景観形成を進めるため、法第11条の景観計画の変更に
かかる住民等による提案制度(以下「提案制度」という。)に基づき、住民主体の
景観形成推進区域を定める。

第3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1 景観上の特性や課題

(1) 一般課題対応区域

ア 都市区域の守るべき特性

- ・ 賑わいの中にも落ち着きと統一感のあるまち並み。
- ・ 地区計画等の地域のルールをつくっているまち並み。
- ・ 旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在。

イ 田園区域の守るべき特性

- ・ 水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。
- ・ 荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺景観の連なり。
- ・ 古墳等の歴史遺産の分布。

ウ 山地、丘陵区域の守るべき特性

- ・ 県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝溪谷等、山間谷間のダイナミックな自然美。
- ・ 貴重な群落をもつ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生。
- ・ 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。
- ・ 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。

エ 各区域の課題

- ・ けばけばしい色彩の建築物や工作物。高さや壁面線などの不揃いなまち並み。
- ・ 乱立する屋外広告物、電線、電柱類。
- ・ 都市化にともなって減少しつつある歴史的景観資源。

(2) 特定課題対応区域

ア 圏央道沿線区域

- ・ 水田、畑、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。
- ・ 中小河川等、潤いのある水辺景観。

- ・ 圏央道の整備に伴い、市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に建築物、工作物及び資材置き場等が増えることが予想される。

イ 圏央道以北高速道路沿線区域

圏央道の整備に伴い県内高速道路網が充実し、関越道、東北道の利便性が向上する。このため、市町域を超え広域に開発圧力が高まり、建築物及び工作物が増えることが予想される。

(ア) 東北道沿線

- ・ 水田、畑、水路、平地林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。
- ・ 中小河川等、潤いのある水辺景観。

(イ) 関越道沿線

- ・ 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。
- ・ 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。

(3) 住民主体の景観形成推進区域

提案制度に基づき住民主体の景観形成推進区域の特性や課題を整理する。

2 将来の景観像

県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現を将来の景観像とする。

(1) 住みたい埼玉

- ・ ふるさと埼玉を実感できる。
- ・ 良好なまち並み形成とともに、埼玉らしい四季折々の自然や農山村、田園のゆとりが育まれている。

(2) 訪れたい埼玉

- ・ 埼玉の花や祭り、まち歩きを楽しむ。
- ・ 観光資源と景観づくりの調和を図り、観光や社会経済活動など交流人口が増え、地域が活性化している。

(3) 誇りに感じる埼玉

- ・ 地域の活力と魅力が高まる。
- ・ 県民の活力と意欲が反映した地域主導型の取り組みにより、埼玉への愛着心が育まれている。

3 基本目標

2の将来の景観像を目指すため、基本目標を田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造することとする。

(1) 山地、丘陵、台地の自然や田園から成る郷土の情景を守る。

(2) これまで培われてきた地域の歴史や文化を受けつぎ、表情豊かな埼玉の景観特性を生かす。

(3) 県民、市町村との協働のもと、だれもが住みたいと感じ、訪れることの魅力を感じ、地域の絆を深め誇りに思う、埼玉の美しい景観を創造する。

4 基本方針

3の景観形成の基本目標に向け、次の基本方針を定める。

(1) 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。

(2) 歴史と伝統が語られる景観づくり

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。

(3) 身近な生活環境を良くする景観づくり

安全で安心な暮らしの中で、景観阻害要因を抑止するとともに、良好なまち並みや埼玉らしい四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整える。

(4) 県民が主体となった景観づくり

県民自らが主体となり、誇りを持って地域の個性を守り育てられるよう、県民、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)、民法(明治29年法律第89号)第34条の法人(以下「公益法人」という。)、事業者、大学、行政の協働により景観づくりを進める。

(5) 地域間の交流を進める景観づくり

県内各地に存在する地域固有の景観資源の魅力を高めて、県内外の多くの人々が楽しめ、地域活性化につながる観光資源として整備するとともに、農山村と都市との交流を進める。

5 景観形成方策の方向性

4の基本方針に沿って、具体的にどのような景観形成方策により実現を目指すのか等の方向性を次に示す。

(1) 広域景観の保全と創出

景観には、山並みを望む魅力的な遠望や旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在などの広域的な繋がりがあり、広域景観の保全と創出は重要な課題である。そのため市町村と連携し、広域景観形成支援プロジェクト、景観協議会などを活用しながらこれらの景観資源を繋ぐテーマを設定し、広域景観の保全と創出を推進する。

(2) 地域景観の保全と創出

地域の良い景観形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係する課題である。そのため地域住民が実施する勉強会に専門家を派遣するなど、景観形成に対す

る住民の関心を高めて、景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されるようにする。

なお、提案制度が活用される場合にあっては、景観計画区域に住民主体の景観形成推進区域を位置付ける。

(3) 建築物の建築等に対する規制誘導

ア 基本的考え方

全ての建築物の建築、工作物の建設及び物件の堆積は、景観の一部を構成することとなる。したがって、これらの行為を行う者は、第4(2)の景観形成基準に配慮して計画するものとする。そのため、景観形成基準の解説書を作成し、良好な景観の形成を誘導する。

イ 一般課題対応区域

高さが15メートルを超えるなどの大規模な建築物及び工作物を届出対象として、第4(2)の景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導する。外観の色彩等について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。

ウ 特定課題対応区域

(ア) 圏央道沿線区域

建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として、第4(2)の景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導する。外観の色彩について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。また堆積の高さ等について必要がある場合は、勧告及び公表を行う。

さらに、積極的に良好な景観形成を誘導していく地区では、市町が法第61条の景観地区（以下「景観地区」という。）又は法第55条の景観農業振興地域整備計画（以下「景観農業振興地域整備計画」という。）を定め、認定、許可制度等により良好な景観の形成を誘導する。

(イ) 圏央道以北高速道路沿線区域

建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物及び工作物を届出対象として、第4(2)の景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導する。外観の色彩について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。

エ 住民主体の景観形成推進区域

提案制度に基づき地域の特性や課題に応じた建築物の建築等に対する行為の制限の内容を整理する。

オ その他

地域の課題については、市町村が景観地区、都市計画法第8条第1項第3号の高度地区（以下「高度地区」という。）、都市計画法第12条の4の地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観農業振興地域整備計画を定めるなどに

より解決することができるように、市町村を支援する。

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第4項各号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

イ 特定課題対応区域(圏央道沿線区域)

(ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物(一戸建て専用住宅を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外において行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源、その他の物件の堆積(埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例(平成14

年条例第64号)第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。)(以下「物件の堆積」という。)であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるもの。

ウ 特定課題対応区域(圏央道以北高速道路沿線区域)

(ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物(一戸建て専用住宅を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

エ 適用除外

法令、条例の規定により良好な景観の形成のために必要な措置が講じられている次に掲げるものは、届出対象行為としない。

(ア) 法第16条第7項第1号から第10号に規定する通常の実務行為等。

(イ) 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区の区域内で行う行為。

(ウ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の区域内で行う行為。

(エ) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条第1項の近郊緑地特別保全地区の区域内で行う行為。

(オ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項第1号の自然公園の区域内で行う行為。

(カ) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為。

(キ) 景観農業振興地域整備計画の区域内で行う同計画で定める事項に係る行為。

(ク) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第17条第1項の県自然環境保全地域のうち特別地区の区域内で行う行為。

(ケ) 圏央道沿線区域の地区計画等で知事が認めるものの区域内で行う行為。

(2) 景観形成基準

ア 配慮事項

(ア) 遠景～中景(広域景観の中でのあり方)

- a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。
- b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

- a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。
- b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。
- c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

(ウ) 建築物等のデザイン

- a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。
- c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
- d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。
- e 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

イ 勧告基準（法第16条第3項の基準）

(ア) 建築物及び工作物

別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

(イ) 物件の堆積

次のいずれかに該当すると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

- a 堆積の高さ
堆積の高さが3mを超えるとき。
- b 堆積物の遮蔽
遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- c 遮蔽物の色彩

別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認める

とき。

ウ 変更命令基準（法第17条第1項の基準）

建築物及び工作物については、別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。

第5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物又は樹木を市町村の意見を聴き指定する。市町村は、次の全てについて具体的な考え方を示した上で推薦するものとする。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針として、景観上の特性や課題を整理し、将来の景観像を定め、どのような建造物又は樹木が重要であるのか、建築物の形態意匠等、工作物の種類、形態意匠等、樹木の樹容、樹種等についての具体的な考え方。
- (2) 指定後の維持管理についての具体的な考え方。

第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、経済活動等に伴って無秩序に氾濫するおそれがあり、都市の景観や自然の風致に与える影響が大きいものである。

そこで、第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年条例第42号）に規定する屋外広告物の面積、色彩その他の基準を見直し、適切な規制を行う。

特に特定課題対応区域の圏央道沿線区域においては、圏央道の整備に伴い市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に屋外広告物が増えることが予想されることから、新たな禁止地域の指定など、当該地域の景観特性に応じた適切な規制を行う。

第7 景観重要公共施設の整備に関する事項等

- 1 道路、橋梁、河川、公園及び公共建築物等について、周辺の景観との調和や地域特性を生かした良好な景観の形成を行うため、基本的な事項や配慮する事項を示した埼玉県公共事業景観形成指針（以下「指針」という。）を定め整備を行う。
- 2 国、市町村、その他の法人（以下「国等」という。）が景観計画区域内で公共事業を行う場合において、当該地域における良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、指針に適合した整備を行うように要請する。
- 3 県及び国等の法第8条第2項第4号ロの特定公共施設が、景観の形成に資するなど必要があると認めるときは、当該公共施設の管理者と指針に則して整備及び関連する許可

の基準を協議し、その同意を得て、景観重要公共施設として位置付ける。

4 前項に基づき、次のものを景観重要公共施設として位置付ける。

(1) 圏央道のうち鶴ヶ島ジャンクションから茨城県境までの区間。

ア 整備に関する事項

当該公共施設の管理者は県と双方調整を図り、指針に則して整備を行うものとする。

第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

水田、畑、集落、屋敷林等の主として農業景観を形成している田園区域、山地、丘陵とそれに接する台地の主としてみどりの自然景観を形成している山地、丘陵区域において、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、市町村に対し第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針と調和して定めることを要請する。

特に特定課題対応区域である圏央道沿線区域においては、水田、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林が織り成す郷土性豊かな田園景観が広がることから、周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村に対し第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に調和した景観農業振興地域整備計画を定めるよう助言する。

第9 広域景観の保全と創出

1 広域景観形成支援プロジェクト

景観重要建造物等となる景観資源を抽出し、これらの景観資源を景観重要公共施設などの公共施設と連携して繋ぐ広域景観形成の連携テーマを設定し、広域景観形成支援プロジェクトとして位置付ける。プロジェクトを進める上では、法第15条の景観協議会（以下「景観協議会」という。）の設置など協議体制づくり等のコーディネートを行う。

2 景観整備機構

良好な景観形成には、地域住民を含めたNPO、公益法人との協働により、県と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成の推進を図ることが有効である。そのためNPO又は公益法人を良好な景観形成を担う主体として、法第92条の景観整備機構に指定し、良好な景観の保全、整備の推進を図る。

3 景観協議会

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観の形成にかかわりを持つ様々な立場の者が共通の場を設けて協議、調整を図りながら課題解決を図っていくことが有効である。そのため良好な広域景観の形成を図るため、景観協議会制度を活用して、景観重要公共施設の管理者、NPO、公益法人、県民、関係事業者、大学、国及び市町村等と計画や事業の調整を行う。

4 市町村との連携

県及び市町村が連携して良好な景観の形成に関する施策の調査研究をし、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進するため、県及び市町村で行政連絡会議を組織する。

第 10 地域景観の保全と創出

1 住民主体の景観形成の推進

地域の良好な景観形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係する課題である。そのため、市町村と連携して第 11 の良好な景観の形成に関する普及、啓発により景観形成に対する住民の関心を高めて、景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されるようにして、住民主体の景観形成を推進する。

2 景観形成協定

地域の住民や事業者等が、その地域をどのようなまちにしたいのかを考え、自主的な規制について合意形成をすることは、地域の良好な景観形成を図る上で有効である。そのため、地域の住民や事業者等に対し助言又は指導を行い、一団の土地について3分の2以上の土地所有者等の協定については、市町村と連携して景観形成協定として認定をするなどの支援をする。

3 景観協定

地域の良好な景観形成を図るために、一団の土地について土地所有者等の全員の合意により、自主的な規制を行う協定を締結することができる場合には、法第81条の景観協定（以下「景観協定」という。）を締結するように土地所有者等を支援し、助言又は指導を行う。

4 提案制度

地域の良好な景観形成には、住民、事業者等が行政の提案に対して受け身となるだけでなく、主体的に参加することが有効である。景観形成協定や景観協定を締結した区域では、提案制度が活用されるよう、提案に係る区域の規模要件を緩和するなど、県民、NPO、事業者等の参加のシステムの充実を図る。

5 市町村の景観行政団体移行を促進

地域の良好な景観形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、また地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町村の景観行政団体への移行を支援する。

特に景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されているなど、住民の景観形成に対する意識の高い地域では、市町村の景観行政団体への移行を促進する。

第 11 良好な景観の形成に関する普及、啓発

1 専門家の派遣

市町村や地域住民の景観まちづくり活動や景観協議会活動等を促進するため、市町村や住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する講演会や勉強会等に、アドバイザーとな

る専門家を派遣する。

2 景観資源の抽出と発信

景観重要建造物等の景観資源や景観形成協定等住民主体の景観形成に関する情報の登録システムを構築し、広報や発信を行う。このシステムは、県民、NPO、市町村等が参加できる仕組みとする。

3 景観まちづくりの担い手を養成

地域住民の景観まちづくり活動や景観協議会活動を促進するため、景観まちづくりの担い手を養成するための講義やワークショップを行う。それらを通して得た知識や経験、人の輪を生かし、景観資源の保全活動や地域でのまち並みルールづくり等を行う景観まちづくりの推進役を養成する。

4 表彰

良好な景観形成について県民の関心と理解を深めるとともに、積極的に良好な景観形成に関する活動を行う意欲を高めるために、周辺の景観の向上に資する優れた建築物、まち並み及び活動等を表彰する。

第12 埼玉県景観審議会

知事の諮問に応じ、良好な景観形成に関する重要事項を調査審議するため、学識経験を有する者、関係団体を代表する者及び関係行政機関の職員等で構成する埼玉県景観審議会を設置する。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この計画は、令和6年9月3日から施行する。

附則

この計画は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 特定課題対応区域の区域

圏央道沿線区域

加須市のうち芋茎、牛重、内田ケ谷、上崎、上高柳、上種足、騎西、鴻茎、下崎、下種足、正能、外川、外田ケ谷、戸崎、戸室、道地、中種足、中ノ目、西ノ谷、根古屋及び日出安の全部、桶川市全域、久喜市のうち青毛、青毛一丁目、青毛二丁目、青毛三丁目、青毛四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、青葉四丁目、青葉五丁目、江面、太田袋、上清久、上早見、上町、河原井町、久喜北一丁目、久喜北二丁目、北青柳、北中曽根、清久町、久喜新、久喜本、栗原、栗原一丁目、栗原二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、古久喜、下清久、下早見、久喜中央一丁目、久喜中央二丁目、久喜中央三丁目、久喜中央四丁目、所久喜、西、野久喜、原、久喜東一丁目、久喜東二丁目、久喜東三丁目、久喜東四丁目、久喜東五丁目、久喜東六丁目、樋ノ口、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、除堀、吉羽、吉羽一丁目、吉羽二丁目、吉羽三丁目、吉羽四丁目、吉羽五丁目、六万部、菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭和沼、菖蒲町台及び菖蒲町新堀の全部、北本市全域、坂戸市全域、幸手市全域、鶴ヶ島市全域、白岡市全域、川島町全域、宮代町全域並びに杉戸町全域の用途地域が定められていない区域

圏央道以北高速道路沿線区域

加須市全域（ただし、圏央道沿線区域は除く。）、本庄市全域、東松山市全域、羽生市全域、深谷市全域、久喜市全域（ただし、圏央道沿線区域は除く。）、滑川町全域、嵐山町全域、小川町全域、美里町全域、上里町全域及び寄居町全域の用途地域が定められていない区域

別表２ 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

用途地域が定められている区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは 含まない)	—	2を超える

関越道以東で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は全域）		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

関越道以西で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は除く）		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	9以上	—
	9未満	2を超える
N	9以上	—

景観計画区域 区域区分図

